焼津市農業委員会11月総会議事録

1 日時

令和4年11月16日(水)午後2時 ~ 午後3時10分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	0	8	村松 章	0	1 5	杉本 芳郎	0
2	有谷 歳幸	0	9	鶴橋 俊次	0	1 6	石野 惠一	0
3	小長谷 鈴枝	0	1 0	桜井 亮平	0	1 7	藁科 光生	0
4	河合 英夫	0	1 1	石田 芳雄	0	1 8	鈴木 孝治	0
5	深津 三郎	0	1 2	柗村 輝夫	0	1 9	山下 早苗	×
6	横山 文哉	0	1 3	村松 正二	0			
7	村田 忠夫	0	1 4	八木 榮志	0			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
 - 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
 - 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
 - 第4号 農地の利用目的変更届出について
 - 第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
 - 第6号 転用等確認について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。
	総員19名中、ただ今の出席委員は、 <u>18名</u> です。よって、農業委員会等に
	関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので
	本総会は成立しています。
議長	定刻になりましたので、ただ今から令和4年11月総会を開会します。それ
	では初めに、本日の議事録署名人を指名します。4番河合英夫委員、16番石
	野惠一委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。
	報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明
	を求めます。
事務局	【報告第1号から報告第6号までを朗読】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑】
	質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認
	することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定し
	ました。
	続きまして、議事に入ります。
	議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号10を審議し
	ます。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号10を朗読後、説明】
	申請地は、大井川西小学校より東へ約300mに位置している市街化調整区
	域内の農地です。
	申請人においては、農業の規模拡大と多角化により、申請地の前使用者が行
	っていた花卉栽培を当面は引き継ぎ、いずれは畑作へ転換して耕作を行ってい
	くため、今般の申請に及んだものであります。
	農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響
	を及ぼすことはありません。
	経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許
	可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	本案件につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。
7番	写真では見にくいかもしれませんが、ここではエビネの栽培を中心として花
	卉を耕作していたようであります。ビニールハウスで園芸を行ったり、地面に
	鉢を置いてあります。

1	
	田を中心として耕作している譲受人がこのような土地を取得して今後どう
	するのかということが申請書からはあまりわからなかったことから、地区審査
	会で譲受人をお呼びしてヒアリングを行いました。
	お話を伺ったところ、申請地の所有者が破産したため、破産管財人が譲り受
	けてくれる方を探していたところ、以前申請地を耕作していた方の知人である
	申請人が助け舟を出す形で話がまとまったそうです。
	ここから先10年ほどは、エビネ栽培の経験がある知人の助けを借りながら
	現状のまま耕作をし、それ以降に順次現状を田や通常の畑として復旧して耕作
	をしていくそうです。
	│ │ そうした事情も聞けまして、今後も申請地を耕作していってくれると思われ
	 ることから、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
 議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	「
	番号10を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第1号、番号10は許可することに決定しました。
	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号8を審
	議します。
東茲目	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するた
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地で
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900㎡に位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考え
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
事務局	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
議長	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
	議します。 それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第2号、番号8を朗読後、説明】 本件は、高崎の農地498㎡について、農業用倉庫の敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、収穫後の米の乾燥機を設置する農業用倉庫が至急に必要となり、建築及運搬等の種々の条件を勘案し、諸条件に適した申請地を選定し、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東益津小学校より北東へ約900mに位置する農用地区域内農地であります。 申請地の北側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の畑、東側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま

r	
	申請地は9月にあった台風15号にて水没した地域になりますので、今回倉
	庫建設で田を埋め立てた場合、地域の水を貯める機能がさらに低下してしまう
	恐れがあったため、ヒアリングを行いました。
	申請地の横に申請者所有の畑がありますので、そちらに倉庫を建ててもらえ
	ないかお話をもちかけたところ、そちらの畑は今後苗場として使っていきたい
	ため、どうしても本申請地を農業用倉庫としたいとのお話でした。
	周辺農地への影響が生じた場合は自己の責任において解決を行うこと、本転
	用で農業の増進を図ったのちには、農地の受け手として遊休農地解消へさらに
	積極的に協力することで、地域の農業の振興に貢献していくと約束していただ
	いたことから、地区審査では許可相当と判断しました。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、
	番号8を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第2号、番号8を許可することに決定しました。
	次に、議案第2号の番号9を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号9を朗読後、説明】
	申請地は、焼津市飯淵グランドより北西へ約900mに位置している第3種
	に該当する農地です。
	本件は、飯渕の農地103㎡について、自己の駐車場等に転用したいという
	申請であります。
	申請地は申請人の自宅及び作業所敷地に隣接しておりますが、住宅の入口部
	分が狭く、かつ駐車場もないことから不便を来しているため、通路及び駐車場、
	庭として利用するため、今般の申請にて住宅敷地の拡張を行おうとするもので
	す。
	申請地の北側及び東側は申請人の自宅及び作業所敷地で宅地、南側は水路及
	び道路、西側は水路であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。
13番	本申請地は、申請者の親の代から、庭や駐車場として利用されてきたそうで
	す。始末書の提出もありますし、現地調査の結果周辺農地への影響も軽微であ
	ると思われることから、許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、
	番号9を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第2号、番号9は許可することに決定しました。
	次に、議案第2号、番号10を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
 事務局	【議案第2号、番号10を朗読後、説明】
3 35577.5	申請地は、静浜幼稚園下藤分園より西へ約500m、航空自衛隊静浜基地の
	南側に位置している第1種に該当する農地です。
	本件は、藤守の農地168㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという
	申請であります。
	申請人においては、現在は他所にて借家住まいでありますが、住居が手狭と
	なったこと、将来の生活設計も考慮し、相続した申請地について西側に隣接す
	る申請人所有の宅地を含めて一体利用し、自己の住宅を建築したく、今般の申
	まに及んだものであります。
	申請地の西側は申請人所有の宅地、東側は田、北側は親族が所有する田、南
	側は道路であります。
	審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住
	宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上
	必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当す
	る案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断で
	きることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
H32.22	す。
推進委員	本案件は、ただいま事務局から説明があったとおり、分家住宅へ転用したい
田中徳秀	という案件であります。
. , , , , , ,	11月5日に地区の委員で現地調査を行いましたところ、申請地に面した道
	路に暗渠の水路が通っていまして、雨水や生活雑排水は全てそちらの水路へ流
	すということで、農業用水には全く影響はないと思われます。
	地区審査では許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いしま
	す。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、
	番号10を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第2号、番号10は許可することに決定しました。
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申
	請について」の番号3、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可につ
	いて」の番号30は、関連する議案でありますので、一括して審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号3及び議案第4号、番号30を朗読後、説明】
	本件は中根の農地600㎡について、当初計画者が昭和55年11月26日
	付けで農地法第5条の許可をとり、住宅敷地として建築する予定でしたが、
	所々の事情により実現に至らず、今後についても利用予定もないため、今般、
	申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。
	承継者においては、現在借りている家屋が手狭となり、日常生活に不都合が
	生じたこと、また、将来の生活の安定を図りたく計画していたところ、申請地
	を譲り受けることの承諾が今回得られたことから、申請地に住宅を建築したく
	今般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、大富中学校より南西へ約400mに位置している第3種に
	該当する農地です。
	申請地の北側は水路、南側は宅地及び道路、東側は宅地、西側は宅地及び雑
	種地と田であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。
3番	11月5日に地区の委員で現地確認を行いました。
	当初計画者は申請地を自己の住宅とするために許可を取りましたが、他県で
	の勤務から焼津に戻ることができなくなったため、そのままそちらへ生活の拠
	点を移し、申請地の計画は履行されませんでした。
	承継者は現在母親の介護のため、他市にて母親と2人で暮らしていますが、
	母親、別居中の妻子と同居し生活の基盤を築く必要があることから、本申請に
	及びました。
	現地調査の結果、北側に水田及び水路がありましたが、影響も軽微であると
	思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号
	の番号3を承認し、議案第4号の番号30を許可することにご異議ありません
	カ _o 。
	M ⁻⁶

	異議なしと認め、議案第3号の番号3を承認し、議案第4号の番号30を許可することに決定しました。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申
	請について」の番号4、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可につ
	いて」の番号31は、関連する議案でありますので、一括して審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号4及び議案第4号、番号31を朗読後、説明】
	本件は、北新田の農地330㎡について、当初計画者が昭和48年12月2
	0日付けで農地法第5条の許可をとり、住宅敷地として建築する予定でした
	が、所々の事情により実現に至らず、今後についても利用予定もないため、今
	般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。
	承継者においては、現在アパートにて家族で暮らしておりますが、住居が手
	狭となってきたため、今後の生活設計を視野に入れ、申請地に住宅を建築する
	ため、今般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、県営田尻団地より北西へ約700mに位置している第3種
	に該当する農地です。
	申請地の北側は雑種地、東側及び西側はともに宅地、北側は道路であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	ただいまの事務局の説明のとおりであります。
村松忠則	当初計画者は自己住宅敷地として転用の許可を取ったものの、許可通り計画
	は履行されず、現在更地の状態になっています。
	現地調査の結果、周辺は宅地、神社、道路に囲まれており、周辺の営農へ及
	ぼす影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号
	の番号4を承認し、議案第4号の番号31を許可することにご異議ありません
	か。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号の番号4を承認し、議案第4号の番号31を許
	可することに決定しました。
	次に、議案第4号の番号27を審議します。
	本議案に関係する藁科光生委員につきましては、本議案の採決が終わるま
	で、退室をお願いします。
į.	し、巡王とや順V'しより。

	【退室】
	それでは、事務局の説明を求めます。
 事務局	【議案第4号、番号27を朗読後、説明】
4.000%	申請地の場所は、東名高速道路焼津ICより北へ約300mに位置している
	第3種に該当する農地です。
	本件は、八楠の農地6㎡について、貸作業所敷地の拡張のため、転用したい
	という申請であります。
	(表現の) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別
	りましたが、河川の改修により敷地の一部が収用されました。これにより作業
	所の一部を解体し、代替地として取得した東側の隣地にて貸作業所の増築を行
	い、これにあわせて袋地となった申請地も取得することで貸作業所敷地として
	一体利用をしたく、今般の申請に及んだものであります。
	申請地の南側及び西側は譲受人の貸作業所敷地で宅地、北側は河川改修にて
	収用された畑であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	11月1日に申請人の説明を受けながら現地確認を行いました。
甲賀喜晴	前のスライドの図のとおり、申請地の横にある河川改修により、譲渡人所有
	の筆が収用され、その残地として、本申請地の6㎡が残りました。譲受人の方
	も、自己所有の貸作業所敷地が収用され減ったことから、譲渡人の土地を取得
	し、貸作業所敷地の拡張をしたいとして、本申請に及んだものであります。
	6 m ² という狭小の土地であり、周辺農地への影響も全くないと考えられま
	す。転用目的等も全く問題ないことから、許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします議案第4号の
	番号27を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号の番号27は許可することに決定しました。
	次に、議案第4号の番号28を審議します。
	本議案に関係する藁科光生委員につきましては、引き続き本議案の採決が終
	わるまでの退室を求めます。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号28を朗読後、説明】
	申請地の場所は、東名高速道路焼津ICより北へ約300mに位置している

	第3種に該当する農地です。
	本件は、八楠の農地343㎡について、貸資材置場及び貸駐車場の敷地に転
	用したいという申請であります。
	譲受人においては、西側の隣地に所有する宅地と一体にて申請地を貸資材置
	場及び貸駐車場として整備し、近隣の事業者に賃貸するため、今般の申請に及
	んだものであります。また、借り受ける事業者においては、会社敷地内に資材
	置場及び駐車場を有しておりますが、廃棄物等の搬入作業場が手狭であり、業
	務に支障を来しているため、本貸資材置場等を借り受け、会社内の搬入作業場
	の面積確保を図りたいとの意向であります。
	申請地の東側は譲受人が所有する宅地、南側は道路、北側は河川改修にて収
	用された畑であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	 ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	 務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	こちらの案件は、先ほどの番号27と関連する案件であり、収用された後残
甲賀喜晴	 った農地を貸資材置場及び駐車場として転用したいという申請であります。
	 申請地は三角地であり、畑としての使い勝手は悪く、譲渡人も市外在住であ
	 りまして、耕作は難しい状態でありました。今回の収用を機に、譲受人との話
	が持ち上がり本申請に及んだものであります。
	 周辺農地への影響も全くないことから、本申請も妥当であると判断しまし
	た。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号
	の番号28を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	本本語なる
	それでは 藁科委員 の入室を 認めます。
	【入室】
	次に、議案第4号の番号29を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
 事務局	【議案第4号、番号29を朗読後、説明】
事物刑	申請地の場所でございますが、東益津中学校より南西へ約400mに位置す
	る農用地区域内農地です。
	本件は、中里の農地1,465㎡について、育苗施設及び農業用倉庫の敷地
	として利用するために転用したいという申請であります。
	譲受人は種苗等を営む法人でありますが、譲渡人より当該施設について以前

l'	
	から育苗施設として借り受けて事業を行ってきており、購入についても計画し
	ていたところ譲渡人の承諾が得られたため、譲り受けて引き続き利用したく、
	今般の申請に及んだものです。
	申請地の東側及び西側は田、南側は道路、北側は水路であります。
	審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を
	農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する
	案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考え
	ます。
	また、前述いたしました通り以前から育苗施設として使用されていたことか
	ら、今回始末書について提出されております。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	事務局の説明のとおりです。
12番	11月3日に地区の委員で現地調査を行いました。
	本申請地の建物は二十数年前から同じような状態で立っていまして、現状周
	辺の農地への影響は全くありません。始末書の提出もありますし、資金計画も
	問題ないことから、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号
	の番号29を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号の番号29を許可することに決定しました。
	次に、議案第4号の番号32を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号32を朗読後、説明】
	申請地の場所は、焼津市飯淵グランドより北西約500mに位置している第
	3種に該当する農地です。
	本件は、飯渕の農地1,292㎡について、太陽光発電施設の敷地として利
	用するため、転用したいという申請であります。
	 譲受人は太陽光発電事業を展開しているところでありますが、申請地は日照
	条件が良好であり、発電量が見込めることから太陽光発電施設の敷地として利
	用したく、今般の申請に及んだものであります。また、譲渡人においては老齢
	となり農業を縮小、後継者もなく耕作管理が難しいことから本計画に同意し、
	申請地を譲渡するものであります。
	申請地北側は宅地、南側は水路、東側及び西側は宅地と田であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	15HI JC.97 9 10 MACACA TONE OFFIN CONSCIUDING SCENION TO

	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいまの事務局の説明のとおりであります。
13番	申請地は3種農地でありまして、周辺に農地もありません。譲渡人は後継者
	もいなく、農地の管理も難しいということで、太陽光発電施設として使っても
	らいたいとのことです。
	11月5日に現地調査を行いましたが、特段問題はないという判断をさせて
	いただきました。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号
	の番号32を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号の番号32は許可することに決定しました。
	次に、議案第4号の番号33を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号33を朗読後、説明】
	申請地の場所は、大井川南小学校より北へ約800mに位置している第3種
	に該当する農地です。
	本件は高新田の農地2,259㎡について、給食の製造・販売工場の敷地に
	転用したいという申請であります。
	譲受人は申請地西側の隣接地に給食の製造販売を行う工場を有する法人で
	ありますが、今般市内の別所にある工場から製造部門の一部を移転し、業務の
	効率化を図るべく高新田の当該地にて工場の建て替えを計画しているところ
	であります。このため、申請地を取得しあわせて工場敷地として一体利用をし
	たく、今般の申請に及んだものであります。
	申請地西側は譲受人が所有する宅地、東側は宅地と雑種地、北側は道路、南
	側は水路であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	事務局の説明のとおりです。
鈴木幸久	申請者は、給食の製造販売を行う法人でありまして、市内別所にある工場か
	ら製造の一部を移し、事業の効率化を図るため、本申請地を工場敷地へ転用し
	たいという案件です。

	11月5日に現地調査を行いましたが、本申請地を転用することによって周
	辺農地へ与える影響は少ないと思われることから、地区審査では許可相当と判
	断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号
	の番号33を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号の番号33を許可することに決定しました。
	次に、議案第4号の番号34を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号34を朗読後、説明】
	申請地の場所でございますが、市役所大井川庁舎より北へ約400mに位置
	する第3種農地です。
	本件は、宗高の農地183㎡について、通信鉄塔の撤去工事用車両置場等と
	して利用するために一時転用したいという申請であります。
	賃借人は電気通信工事業を営む法人でありますが、冬の休耕の時期に同一敷
	地内に設置されている通信鉄塔を今回撤去する工事のため、申請地を一時転用
	し撤去工事用の車両置場及び作業場所として利用したく、今般の申請に及んだ
	ものです。
	なお、撤去工事が完了した後は、通信鉄塔の跡地も含めて農地に復元をする
	ものであります。
	申請地の東側及び西側は田、北側は田、南側は道路であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおり、電波塔撤去に係る一時転用の案件
6番	であります。
	場所は日本通運の大きな倉庫の付近であります。
	現地調査の結果、周辺に農地はありますが、転用による影響は軽微であり、
	元々電波塔を農地に復旧する工事のための短期的な転用であることから、許可
	相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号

	の番号34を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号の番号34を許可することに決定しました。
	次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。
	本議案に関係する八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるま
	で、退室をお願いします。
	【退室】
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案を朗読後、説明】
	以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基
	盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするも
	のであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号
	「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異
	議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委
	員の入室をお願いします。
	【入室】
	以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。
	ご協力ありがとうございました。
	以上をもちまして、令和4年11月総会を終了します。